博士論文 (要約)

幕末大名家の身分構造

本研究は一九世紀前半の日本における「大大名」(大廊下・大広間・溜詰の格式を持つ大名)について、その内部の身分構造を、各大名家に伝来した分限帳に基づいて、明らかにするものである。この分析は、近世の武士身分の実態や近世の支配体制を知るために重要であり、明治維新の初期条件を理解することにつながると考えられる。

本研究の研究関心は、二百年の平和を経験した武士身分の具体像、そして明治維新の初期条件として存在した近世の支配体制をどう理解するかという問題を解明することにある。これらの問題に関係する先行研究は、しばしば近世大名の成立期を偏重し、武士のあり方を軍功と土地の領有との関係が重視された時代の延長上に考えて、知行取家臣にのみ焦点を当てることが多く、二百年間の平和が武士のあり方にもたらした影響を看過するという問題点があった。これに対し、磯田道史は、諸大名の比較分析を通して、武士内部に多様な階層があり、各階層の生活様式は時代が下るにつれて変化していたことを指摘した。ただし、これらの研究は給禄・御目見の資格など武士の身分を表す諸基準について言及するものの、各基準間の整合性如何に関しては注意していない。そこで、本研究では、ペリー来航以前の大大名の中から、萩毛利家・米沢上杉家・彦根井伊家および尾張徳川家を選定し、それぞれの大名家における家臣の世襲的身分と役職任命の実態、石高分布の実態、武士身分の判断に用いられた御目見や馬上資格などの諸基準の実態を解明し、さらにそれらの間の整合性について分析する。終章では、この四つの大名家の比較研究を通して、近世大名の大大名の共通性と各々の特徴を探る。

大名家の比較分析のためには、共通する分析概念を設ける必要があるが、本研究では次のようなものを使用する。

- ・〈基本身分〉世襲する身分。萩毛利家の事例では寄組・大組などの諸組がこれに当たる。 基本身分は役職への就任によって一時的に変わったり、勤功によって上昇したり、また、 犯罪などによって降格させられる可能性があるが、基本身分間の移動は少なかった。
- ・〈番頭〉主君の警護に当たる馬廻の頭を指す。萩毛利家の八組頭(大組頭)、米沢上杉家の宰配頭、彦根井伊家の士大将、尾張徳川家の大御番頭・御馬廻頭などがこれに当たる。
- ・〈番士〉馬廻身分の家臣。萩毛利家の大組、米沢上杉家の三手、彦根の士組、尾張徳川家の大御番組・御馬廻組などがこれに当たる。
- ・〈物頭〉徒や足軽の支配頭。
- ・〈持高〉家臣の本来の給禄。当主の場合は、家禄・世禄とも呼ばれる。尾張徳川家では、右の他に元高と称されることもあったが、元高は当主のみならず、家督前の嫡子の給禄にも使われた。
- ・〈役高〉役職の基本給禄、役職の格を示す機能を持つ。米沢上杉家では、知行取を対象として役知、蔵米取を対象として役扶持と称した。尾張徳川家では知行取・蔵米取にかかわらず役高と称した。
- ・〈現高〉分限帳作成当時の給禄を指すために本研究で特に用いる。大名家内部の序列を示す基準として機能する。萩毛利家の場合は減少石を引いた給禄を指す。米沢上杉家・尾張

徳川家の場合は役高に基づいて調整された給禄を指す。減少石や役高制による調整がない場合は、持高が現高である。なお、御役料・雑用米などは一時の手当てであり、家格と関係ないので、現高には含めない。

本研究は四章からなり、章ごとに一つの大名家を扱う。各章の要旨は次の通りである。 第一章では、旧族大名の萩毛利家(三六万九〇〇〇石)を扱った。本章では弘化五年~ 嘉永四(一八四八~一八五一)年に作成された「分限帳」・「無給帳」(山口県文書館蔵)を 使用した。この二つの史料の記載内容は次の通りである。

「分限帳」には分家大名以下平郡之舸子まで、計一四九一人の知行取家臣が記されている。「無給帳」には御手廻組以下御蔵元附まで、計四二二八人の蔵米取家臣が記されている。知行取と蔵米取は合計五七一九人であるが、そのうち徒以上の家臣は二四八三人であった。家臣の基本身分は、末家、一門、永代家老、寄組、大組、遠近方触流(遠近附)、無給通(御蔵元小知行持・惣無給)、御膳夫、御供徒士、御国歩行通、御陣僧、三十人通、三十人通触流、足軽、中間などがあった。三十人通以上の階層は地方知行や浮米を与えられており、すべて個人の名が記されていた。彼らは毛利家当主に御目見することが許されていたが、御目見する席や役職の任命においては、遠近方触流以上と無給通以下で二階層に分かれていた。一方、三十人通触流以下の階層は、現米を与えられ、一部無記名の者も含まれていた。

萩毛利家の知行取家臣の給禄は八万三〇一一石から四〇石までわたっており、蔵米取家臣の給禄は知行に直すとすべて百石未満であった。石高分布の大まかな傾向としては、給禄が低くなるにつれて人数が漸増することが指摘できるが、家臣団全体の九割近くが百石未満であった。知行取のうち四〇石取家臣が多かったのは、先行研究で指摘された江戸番手を勤める人員を確保するための取立てや分家取立のほかに、十八世紀半ばまで勤功のある遠近方触流や無給通の者が大組に編入される事例が多かったことも原因となっていた。知行取のうち、一六〇石以上の者は騎乗の資格を持っていた。

萩毛利家では一六〇石未満の階層に基本身分と騎乗の資格、基本身分と給禄、基本身分と御目見の不整合が観察された。先行研究のうち、下級武士論においては、下級武士が明治維新を成し遂げた主体勢力であるとしているが、下級武士の定義は研究者によって多様であった。幕末期に活躍した大組の小身者を下級武士とするか、あるいは中級武士とするかで論が分かれていた。本章の分析によれば、大組の小身者には地位の不整合があるため、一つの基準を設けて彼らを中級武士と下級武士のいずれかに区別することは困難である。

第二章では、旧族大名の米沢上杉家(一五万石)を扱った。本章では「嘉永二年分限帳」(市立米沢図書館蔵)を使用した。この史料には女中や重複記載者を除き、分家大名以下御下男まで計五二〇〇人が記載されており、その中には一部の陪臣(高禄家臣の家臣)が含まれている。家臣の基本身分は、侍組、大小姓、三手(御馬廻組・五十騎・与板)、猪苗代、年寄猪苗代、組外御扶持方、組付御扶持方、御徒、本御手明、新御手明、御土蔵番、

角之御蔵番、伏嗅、段母衣、御留守番、外張番、百挺御鉄砲、御弓、三十挺御手鎗、会所番、大筒御鉄砲、足軽(十八組足軽、八ヶ森足軽など)などであった。このうち、猪苗代以下の階層は御目見以下と考えられる。また、三手以上で五〇石以上の者は騎乗の資格を持っていた。

分限帳によれば、知行取の給禄は一万石石から一二石五斗にわたっており、蔵米取は知行に直すとすべて八〇石未満であった。石高分布は百石以上が僅少で、家臣のほとんどが百石未満であった。給禄が低くなるにつれ人数が漸増するという大まかな傾向が見られるが、例外的に、百石以上の階層には二百石台の者が多かった。それは、上杉家の給禄制度として、一部の役職に役知・役扶持が設定され、役職の任命に伴って当人一代限りで「加増」したことと深く関わっていた。二百台の家臣が多かったのは、侍組に持高二百石台の者が多かったことに加え、役知が二百石台に設定された役職が多かったためである。また、百石未満の家臣が圧倒的に多かったのは、一七世紀前半に削封された際、家臣の召し放ちを最小限にして減禄政策を採ったことに遠因を求めることができる。

米沢上杉家では、六○石未満の階層において、基本身分と給禄、基本身分と御目見、基本身分と騎乗の資格、騎乗の資格と給禄の間に不整合が観察された。第一章で分析した萩毛利家と対照してみると、両家は家臣の組編成、および下層部に地位の不整合が見られる点において共通していることが判明した。

第三章では、譜代大名の彦根井伊家(三〇万石)を扱った。本章では文政一一~一三年(一八二八~一八三〇)に作成された「分限帳」・「定府分限并子共年付帳」・「伊賀御歩行・七十人御歩行分限帳」(彦根城博物館蔵)を使用した。この三つの分限帳には徒以上の階層が記されており、給禄が記された者は九九二人(ただし、一人は禄高が不明)である。ただし、これらの史料においては、一部の家臣は石高と名前しか記されていないため、所属組や役職に関する分析では「役附帳」「士組附帳」および「侍中由緒帳」などの史料を併用することにした。

井伊家臣の基本身分は、知行取(家老に任ずる者、士組に編成される者、および医者)、 荒地取郷士、御中小姓衆、御騎馬徒、御歩行、伊賀御歩行、七十人御歩行があった。また、 分限帳には、幼年家督によって一時減禄された階層として、御扶持方取衆、御扶持切米取 医者衆、御切米後御扶持方取衆が記されていた。御騎馬徒以上の階層は、徳川将軍家でい う御目見以上にあたる。御中小姓以上はさらに騎乗が許されていた。役職の任命は基本身 分が重視されていたが、持高を選任の基準にすることもあった。注目すべきは、彦根井伊 家では当主のみならず、家臣の子息を積極的に登用したことである。家臣の履歴を記した 「侍中由緒帳」(彦根城博物館蔵)と対照してみると、三つの分限帳に登録された家臣のう ち、約一割は家臣の嫡子・次三男であった。このような任用法は萩毛利家や米沢上杉家の 事例と大きく異なっていた。

彦根井伊家では、知行取の給禄は一万石から五〇石にわたっており、蔵米取の給禄は知行に直すとほとんど百石未満である。全体的な石高分布の傾向は、給禄が低くなるにつれ

人数が漸増する。ただし、知行取の場合、百石以上の階層においては全体と同じ分布傾向が見られるが、百石未満は少ない。百石以上の階層のうち、特に一二〇石取の者が多い。それは、一八世紀後半に実施された「定禄」制によって、百石未満の家臣を一二〇石取に引き上げる政策が採られたためである。一方、蔵米取の場合、組ごとに給禄が決められており、勤功による加増分は一代限りであるため、石高分布は各組の基本給禄を反映している。

以上の分析を通して、彦根井伊家では、百石未満の階層において基本身分と給禄、給禄と騎乗の資格、御目見と給禄において不整合が観察された。萩・米沢の両家とは、家臣の組編成が軍制によるものが多いという点や、下層部に地位の不整合が見られる点において共通する点があった。また、知行取が持高によって任命される点は萩毛利家と同様であった。ただし、彦根井伊家は近世を通じて家臣団の大規模な増員がなされなかったため、他の両家と比べて家臣団の人数が少なく、したがって家臣団の格差があまり深刻にならないように配慮することができた。

第四章では、徳川御三家の尾張徳川家(六一万九〇〇〇石)を取上げた。本章では「嘉永三庚戌分限帳」(徳川林政史研究所蔵)を使用した。この史料には徒以上の階層が記されており、給禄がわかる者は計二六四〇人であった。家臣の履歴を記した「藩士名寄」(徳川林政史研究所蔵)と対照してみると、このうち、家臣の嫡子・次三男は約一割を占めたことが判明した。

尾張徳川家の家臣の基本身分は、大寄合、寄合(千石以上・千石未満の別あり)、御本丸番、御馬廻組、小普請組・小普請(御目見以上・以下の別あり)がある。分限帳に記された各組と役職は徳川将軍家の組織を髣髴とさせる。役職の就任において、家老・番頭は大寄合と千石以上寄合から、その他の御目見以上の役職は千石未満寄合、御馬廻組や御目見以上小普請組から就任した。御目見以下の役職は通常、御目見以下小普請組あるいは世襲が許されていない軽輩が就任したが、御目見以上家臣の子息が引下げ勤めする事例もあった。御目見以上の階層の中で、御馬廻組以上は騎乗の資格を持っていた。

家臣の給禄は地方知行、知行代、俵、現米、扶持米や給金で支払われた。知行取の給禄は三万五千~八〇石、知行代取は七百石、俵取の給禄は知行に直すと七百~三〇石であり、現米・扶持米取および給金取は知行に直すとすべて一五〇石未満であった。家臣団全体の現高の分布をみると、給禄が低くなるにつれ人数がゆるやかに増加する結果となる。尾張徳川家では役高制を実行しており、百石未満の階層に足高の利用者が多かった。それは持高と足高が明記された知行取・知行代取や俵取のうち、百石未満は持高で集計すると四〇%であったが、現高で集計すると二六%であったことから分かる。尾張徳川家では、寛政一一年の改革で従来の世減制を廃止し、世禄制に復した。その際に、御目見以上の蔵米取家臣について当時の給禄の半分を世禄とするように規定されたため、嘉永三年当時は持高が百俵未満の者が多かった。

尾張徳川家では、主に百石未満の階層に、基本身分と給禄、給禄と騎乗の資格、御目見

と騎乗の資格の不整合が観察される。注意すべきは、御目見以上の家臣が御目見以下の役職を勤めたり、騎乗の資格を持つ者がそうでない役職を勤めたりすることや、御目見以下出身者が勤功を重ねて御目見以上の役職に昇進することがしばしば見られたことである。石高分布のおおまかな傾向、および家臣団の下層部に地位の不整合が見られる点においては、萩・米沢・彦根の三家と共通する。役高を設けたため、役職の任命は持高による規制が少なく、また、役職の就任が家臣の経済的な地位の上昇につながる点においては、米沢上杉家と共通する。ただし、他の三家とは、諸組の多くが戦国期の軍事組織に由来するものでなく、近世以降に尾張徳川家の当主の身辺警備を担当するために新設した点においては異なり、むしろ将軍家の番方と同様であった。

終章では、第一~四章の分析をもとに、四つの大名家の比較分析を行った。ただし、分析対象は各家の分限帳に共通に記載された徒以上の階層に限定する。その分析結果は次の通りである。

まず、徒以上の現石の石高分布についてみていこう。萩・彦根・尾張の三家は表高や家臣団の規模は異なるが、全体的な傾向は似ている。千石以上は二%、その他はほとんど七百石未満である。とくに一四〇石以下の者が多く、どの大名家でも五割を上回った。上杉家だけは、削封の影響で石高分布の形が右の三家と異なり、百石未満の家臣が九割を占めていた。萩・尾張両家の事例によれば、大名家の実高と家臣団の規模はほぼ対応しているが、萩毛利家は高禄家臣を多く抱えたため、尾張徳川家と比べて一般の家臣に配分できる実高が少なく、小禄家臣の比率が高かった。また、徳川系大名は非徳川系大名と比べて成立が遅いため、家臣団の召抱えや給禄の給付を合理的に管理できたと考えられる。

基本身分と役職の就任に基づいて、四大名の共通な階層としては、①家老・番頭クラス、②馬廻以上、③馬廻の下に位置づけられた徒格以上の者、④徒格未満の軽輩、と分けることができる。このうち、①は大名家の当主に直属し、②は①によって支配された。③は①か②の支配を受け、④は②から就任した物頭が支配した。階層間の移動は難しいが、徳川系大名の場合、③から②へ、また④から③への移動の事例が比較的に多く見られる。

どの大名家でも、家臣団の下層部には地位の不整合が観察されるが、割合は家ごとに異なっていた。①家老・番頭クラスや②馬廻以上の上層部までは、基本身分の序列が高く、知行取で高禄で、御目見や騎乗の資格を有していて、すべての基準が対応している。一方、②の下層部には蔵米取がまじっており、その給禄は③④の者と比べ必ずしも高いわけではない。③はほとんど騎乗の資格を持っておらず、給禄もまちまちだが、基本身分や御目見の資格によって地位の区別がされた。

役職の就任と身分については、当主と家臣の子息とでは扱いが異なった。当主の場合、 基本身分が最も重視されていた。どの大名家でも家老の就任に関しては持高の多寡が重視 された。物頭クラスの役職を勤める者の持高に関しては、役高制が有無によって重視の度 合いが異なった。一方、世減制の大名家では部屋住の登用率が高かった。部屋住が就任で きる役職は、御小姓や御祐筆などが共通であった。徳川系大名の場合、その他の役職に就 任することも可能であったが、物頭や番士の任命に関しては当主を優先する傾向が見られた。近世の奉公は「家」単位に行われるのが普通であったが、大名家によっては個人の奉公を認めていたことは注意すべきである。

本研究の分析結果によれば、地位の不整合は、四大名に共通して②の下層部と③以下のに見られた。特に②は、近世初期の「馬廻り」のイメージ(知行取、騎兵、③以下より高禄)とかなりのずれがある。先行研究では分析に際して武士を上級・中級・下級に分けて把握することが多かったが、本研究の成果によれば、家老・番頭クラスの高禄家臣は容易に上級武士と認定できるものの、中級武士と下級武士については、その差異は給禄の多寡や御目見の資格などは把握できず、むしろ地位の不整合の有無によって判断できると考える。地位の不整合のある者は、ひとつの基準において劣勢に置かれても、他の基準において優位になることがあるので、現状に甘じることができたはずである。こうした地位の不整合は近世の武家社会の安定を保つ要素であったのではないかと思われる。

最後に、幕末維新期の変革について展望した。幕末には、軍事や外交部門において、個人の業前による昇進の場が増え、武士の昇進意欲が高まった。それに加え、海防の必要や実戦に応じて洋式軍備が導入され、騎馬身分の多くが歩兵になり、基本身分と軍制における役割のずれが生じた。明治になると、武士を士族に再編成する改革が行われた。従来の基本身分は次第に撤廃に向い、各階層間の経済的格差は高禄家臣に対する大幅な減禄によって解消されていった。武士は徳川将軍家と大名家による支配体制の一部であったため、版籍奉還・廃藩置県および秩禄処分という一連の改革によって、居場所と仕事、さらに家禄も奪われることとなった。こうして近世の武士身分制は解体されたのである。